

令和7年度原子力総合防災訓練の概要

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年11月28日(金)、29日(土)、30日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

四国電力株式会社 伊方発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:愛媛県、山口県、大分県、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、伊方町、内子町、上関町ほか

訓練対象事業者:四国電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

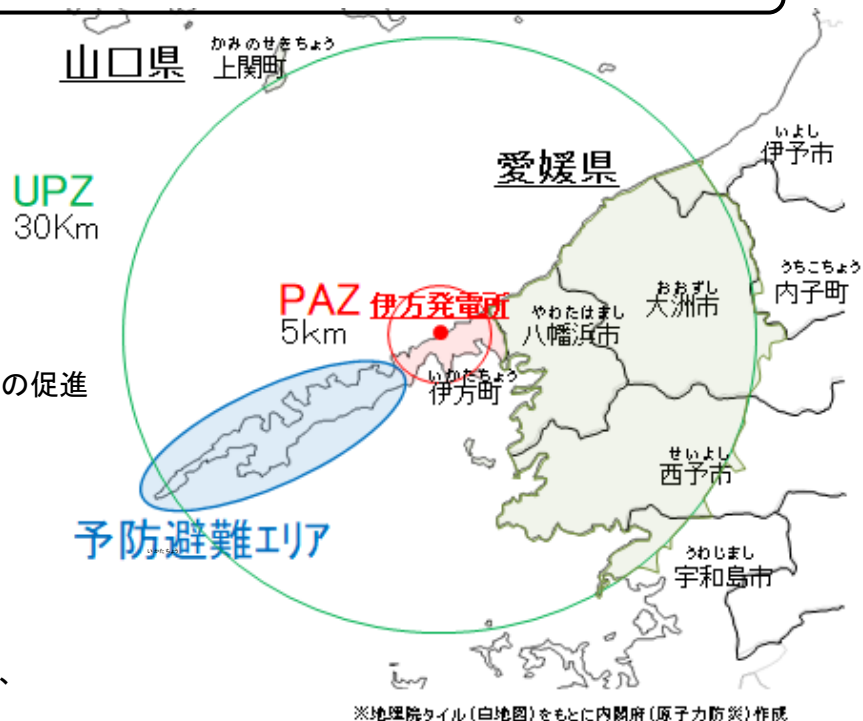
自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、上記事業所を対象に訓練を実施

重点項目

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)住民避難、屋内退避等

訓練のポイント

- 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- 能登半島地震の事例を踏まえ、南海トラフ地震等に資する複合災害時の対応を検証
- 避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した被害状況確認、航空機モニタリング等を実施



※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域
1町(伊方町(愛媛県))

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
:Urgent Protective Action Planning Zone
⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域
5市3町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、上関町(山口県))

<PAZ以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア(PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域)
1町(伊方町(愛媛県))

令和7年度 原子力総合防災訓練の訓練内容

(事象の推移)

事象
発生

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

○迅速な初動体制の確立

- ・要員の参集、現状把握
- ・テレビ会議システム等を活用した
関係機関相互の情報共有 等

○中央と現地組織の連携による防護措置の 実施等に係る意思決定

- ・原子力災害対策本部開催による意思決定等
- ・現地への国の職員・専門家の緊急輸送 等

○UPZ外地域への住民避難、 屋内退避等

- ・PAZ内の住民の避難
- ・UPZ内住民の屋内退避
 - ・緊急時モニタリングの実施
 - ・モニタリング結果を踏まえた
一時移転エリアの特定等
- ・UPZ内住民の一時移転 等